

議案第21号

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

川西運動場	多目的運動場 体育館 弓道場	大田原市黒羽向町1555番地1
蜂巢運動場	多目的運動場 体育館	大田原市蜂巢296番地

」

を

「

川西運動場	多目的運動場 体育館	大田原市黒羽向町1555番地1
-------	------------	-----------------

」

に改める。

別表第2中「(1) 多目的運動場・弓道場」を「(1) 多目的運動場」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。